

# 指名停止業者一覧

令和8年1月14日現在

| 称号又は名称                 | 住所                                      | 指名停止期間                | 指名停止理由                                                                                                                                                                     |
|------------------------|-----------------------------------------|-----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 日本交通技術（株）<br>名古屋支店     | 愛知県名古屋市中村区椿町<br>14-13                   | 令和8年1月15日 ～ 令和8年7月14日 | 対象業者が、半田市を含む地方公共団体等が競争入札等により発注した特定跨線橋点検等業務において、他社と共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにするなど、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反していたとして、令和7年12月19日公正取引委員会から違反行為の認定、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたことによる。 |
| 丸栄調査設計（株）<br>名古屋支店     | 愛知県名古屋市中区丸の内<br>3-5-2 ミュゼット丸<br>の内601号室 | 令和8年1月15日 ～ 令和8年7月14日 | 対象業者が、半田市を含む地方公共団体等が競争入札等により発注した特定跨線橋点検等業務において、他社と共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにするなど、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反していたとして、令和7年12月19日公正取引委員会から違反行為の認定、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたことによる。 |
| ジェイアール東海コンサルタンツ（株）     | 愛知県名古屋市中村区名駅<br>5-33-10                 | 令和8年1月15日 ～ 令和8年4月14日 | 対象業者が、半田市を含む地方公共団体等が競争入札等により発注した特定跨線橋点検等業務において、他社と共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにするなど、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反していたとして、令和7年12月19日公正取引委員会から違反行為の認定、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたことによる。 |
| 大日コンサルタント（株）<br>中日本支社  | 愛知県名古屋市中村区名駅<br>5-27-13                 | 令和8年1月15日 ～ 令和8年4月14日 | 対象業者が、半田市を含む地方公共団体等が競争入札等により発注した特定跨線橋点検等業務において、他社と共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにするなど、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反していたとして、令和7年12月19日公正取引委員会から違反行為の認定、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたことによる。 |
| （株）トーニチコンサルタント<br>中部支社 | 愛知県名古屋市中区葵1-<br>20-22                   | 令和8年1月15日 ～ 令和8年4月14日 | 対象業者が、半田市を含む地方公共団体等が競争入札等により発注した特定跨線橋点検等業務において、他社と共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにするなど、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反していたとして、令和7年12月19日公正取引委員会から違反行為の認定、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたことによる。 |